

議員提出第47号議案

神戸市会委員会条例の一部を改正する条例の件

神戸市会委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年3月22日提出

提出者 神戸市会議員全員

神戸市会委員会条例の一部を改正する条例

神戸市会委員会条例（昭和31年10月条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（常任委員の所属並びに常任委員会の名称、所管事項及び委員の定数）</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 常任委員会の名称及び所管事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務財政委員会</p> <p>市長室、会計室、企画調整局、<u>地域協働局</u>、行財政局、選挙管理委員会、人事委員会及び監査委員の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項</p> <p>(2)～(6) [略]</p>	<p>（常任委員の所属並びに常任委員会の名称、所管事項及び委員の定数）</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 常任委員会の名称及び所管事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務財政委員会</p> <p>市長室、会計室、企画調整局、行財政局、選挙管理委員会、人事委員会及び監査委員の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項</p> <p>(2)～(6) [略]</p>

3 [略]

4 常任委員の定数は、10人又は11人とし、議会の議決で定める。この場合において、常任委員の定数の合計は、神戸市会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例（平成14年10月条例第30号）第1条に定める議員の定数と一致しなければならない。

3 [略]

4 常任委員の定数は、11人又は12人とし、議会の議決で定める。この場合において、常任委員の定数の合計は、神戸市会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例（平成14年10月条例第30号）第1条に定める議員の定数と一致しなければならない。

#### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条第4項の改正規定は、令和5年4月30日から施行する。

#### 理 由

常任委員の定数を変更する等に当たり、条例を改正する必要があるため。